

無期転換制度の正しい理解が大切です

# 労働契約法改正に伴う 「無期転換申込」とは!?



雇用される側(労働者)と雇用する側(使用者)をつなぐルールである“労働契約”。  
平成25年4月1日、その労働契約法が改正され、第18条(無期転換制度)が施行されました。  
同制度は、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、  
その労働者の申込により、無期労働契約に転換できるというルールです。  
施行日から5年となる平成30年4月1日以降、パートやアルバイトを含む契約社員を雇用する企業では、  
無期転換申込権の権利行使が予想されます。一定の要件を備えた契約社員から  
「労働契約を期間の定めのないものにして欲しい」旨の申込を受けた場合には、  
会社は承諾をしたものとみなされ、その申込を拒むことはできません。  
その対策は、無期転換制度を正しく理解することから始まります。

平成30年

**1/17** **水**

15:00~16:30

**会場** 藤枝商工会議所  
4階ホール

**申込期間** 1月10日(水) ※定員になり次第締切ります。

**対象** 藤枝商工会議所会員

**参加費** 会員 無料 非会員 6,000円

**申込方法** 下記申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申込ください。

**主催** 藤枝商工会議所人事労務管理研究会  
藤枝商工会議所藤枝中小企業相談所

**問合せ** 藤枝商工会議所 経営支援課 戸塚  
TEL:054-641-2000 FAX:054-643-2000

募集人数  
**50名**

**FEG** Fujieda Economic Gardening  
地域経済を支える「かんはる中小企業」振興基本条例運動施設

## 労働契約法改正に伴う「無期転換申込」とは!?

セミナー参加申込書 **FAX 054-643-2000** 藤枝商工会議所経営支援課 戸塚 行き

事業所名		TEL	
住所	〒	FAX	
参加者名			